

# 収入保険制度に関する「農業競争力強化プログラム」の取りまとめの概要

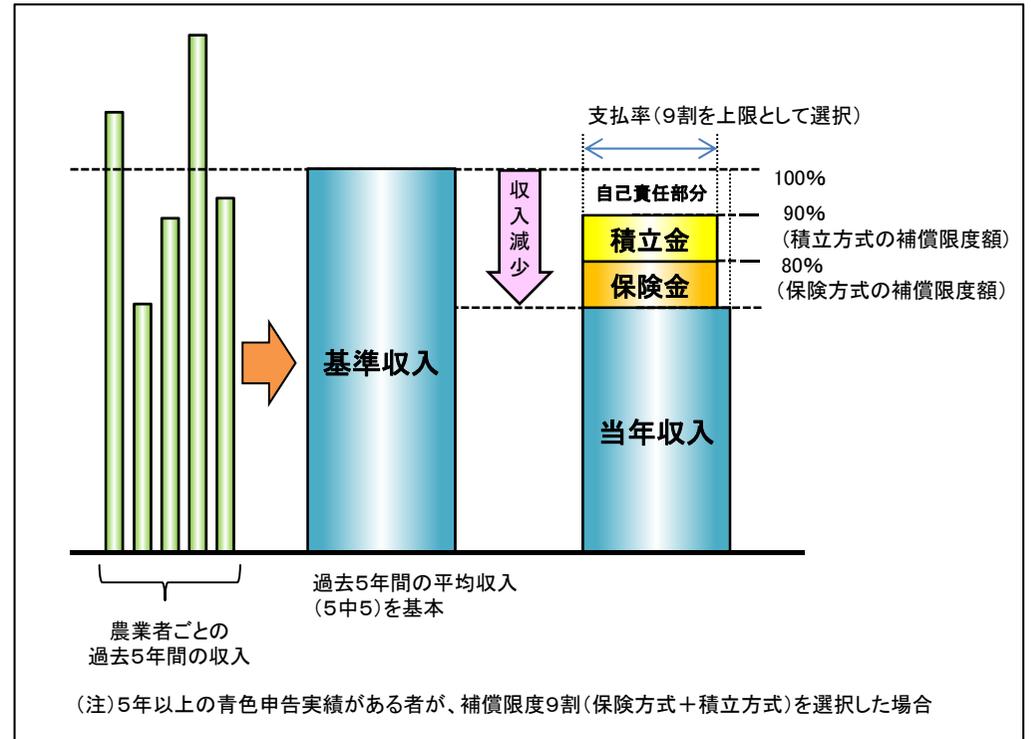
政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

## <収入保険制度の具体的な仕組み>

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。主な内容は、次のとおりです。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。  
※ 5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。  
※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。  
※ 補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。  
※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）  
※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。  
※ 積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

## <収入保険制度の補填方式>



## 基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（8割が保険方式+1割が積立方式）、支払率9割を選択した場合の試算

### 農業者が用意すべきお金

保険料は、	7.2万円
積立金は、	22.5万円
合計	29.7万円

### 補填金額

収入減少の程度 （当年収入）	補填金の合計	補填金の内訳		補填金を含めた 当年収入 （対基準収入）
		保険金	積立金	
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% ( 0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

※ 収入保険制度と農業共済やナラシ対策などの類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

# 青色申告を始めましょう！

- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**
- なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？



新たに青色申告を始めるためには、**個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出**する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は平成30年2～3月)。

## ＜青色申告承認申請書の様式＞

税務署受付印		1 0 9 0	
所得税の青色申告承認申請書			
納税地	○住所地・○居所地・○事業所等 (該当するものを選択してください。) (〒 - - ) (TEL - - )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - ) (TEL - - )		
フリガナ	生年月日	○大正 ○昭和 ○平成 年 月 日生	
氏名	印		
職業	マイナンバー	屋号	
平成__年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。			
1 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)			
名称 _____ 所在地 _____			
名称 _____ 所在地 _____			
2 所得の種類 (該当する事項を選択してください。)			
○事業所得 ・ ○不動産所得 ・ ○山林所得			
3 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無			
(1) ○有 (○取消し・○取りやめ) ____年__月__日 (2) ○無			
4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 ____年__月__日			
5 相続による事業承継の有無			
(1) ○有 相続開始年月日 ____年__月__日 被相続人の氏名 _____ (2) ○無			
6 その他参考事項			
(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。)			
○複式簿記・○簡易簿記・○その他 ( )			
(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。)			
○現金出納帳・○売掛帳・○買掛帳・○経費帳・○固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳 ○債権債務記入帳・○総勘定元帳・○仕訳帳・○入金伝票・○出金伝票・○振替伝票・○現金式簡易帳簿・○その他			
(3) その他			
関与税理士	TEL - - - )		
税務署	整理番号	関係部門	A B C
通信日付印	年月日	確認印	
年月日			

## 青色申告とは

○「**正規の簿記**」と「**簡易な方式**」があります。

- 正規の簿記は、複式簿記です。
- 簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

## 青色申告の主なメリット

○ **青色申告特別控除**  
「**正規の簿記**」の場合は**65万円**を、「**簡易な方式**」の場合は**10万円**を所得から控除可能です。

○ **損失の繰越しと繰戻し**  
**損失額を翌年以後3年間(法人は9年間)にわたって繰り越して**、各年分の所得から控除可能です。  
また、繰越しに代えて、**損失額を前年に繰り戻して**、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※ 帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなる**とともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。



平成28年11月29日

## 備蓄米の政府買入入札について

### 1 平成29年産備蓄米の政府買入入札

平成29年産備蓄米の政府買入入札については、平成27年12月3日付け「政府備蓄米の買入入札について」で公表した内容を踏まえて、以下のとおりとする。

#### (1) 政府買入予定数量

備蓄米の政府買入数量は、毎年20万トンが基本であることから、平成29年産備蓄米の政府買入予定数量は20万トンとする。

#### (2) 都道府県別優先枠（別紙）

備蓄米の買入入札は、産地の安定的な生産を確保する一方、備蓄運営の透明性の向上及び財政コストの縮減を図る必要があることから、平成29年産備蓄米の都道府県別優先枠は、買入予定数量の60%、12万トンとする。（平成30年産備蓄米の都道府県別優先枠は買入予定数量の50%とする）

具体的な都道府県別優先枠は、平成28年産備蓄米の「県別優先枠（産地名）落札実績」と「一般枠（指定なし）の県別落札実績の1/2」との合計シェアで按分することにより算定する（ただし、東日本大震災による被災県の一部に対しては、平成29年産まで一定の配慮を行う）。

#### (3) 入札に関するスケジュール

① 都道府県別優先枠の通知 : 平成28年11月29日

② 第1回入札 入札公告 : 平成29年1月上旬予定  
入札実施日 : 平成29年1月下旬予定

#### ③ 都道府県別優先枠による入札

平成29年産備蓄米の都道府県別優先枠（産地名）による入札は、第3回入札（2月下旬実施予定）までにとどめ、落札残となった都道府県別優先枠は一般枠（指定なし）に繰り入れる。

## 2 平成30年産備蓄米の都道府県別優先枠

平成30年産備蓄米の都道府県別優先枠についても、平成29年産備蓄米における都道府県優先枠の算定と同様に、平成30年産備蓄米の買入予定数量を「都道府県別優先枠（産地別）の落札実績」と「一般枠（産地なし）の都道府県別落札実績の1/2」との合計シェアで按分し設定する。

平成29年産備蓄米の政府買入入札に係る  
買入予定数量及び都道府県別優先枠

(単位：トン)

政府買入予定数量	200,000
都道府県別優先枠 (産地名)	120,000
北海道	7,130
青森	12,271
岩手	5,229
宮城	6,368
秋田	17,039
山形	11,753
福島	16,443
茨城	600
栃木	5,167
群馬	12
埼玉	296
千葉	748
東京	
神奈川	
新潟	17,365
富山	7,947
石川	3,348
福井	2,187
山梨	
長野	585
岐阜	348
静岡	20
愛知	493
三重	422
滋賀	876
京都	
大阪	
兵庫	18
奈良	
和歌山	
鳥取	535
島根	67
岡山	1,408
広島	
山口	
徳島	337
香川	
愛媛	51
高知	10
福岡	139
佐賀	327
長崎	18
熊本	247
大分	196
宮崎	
鹿児島	
沖縄	
一般枠(指定なし)	80,000

平成27年12月3日

## 政府備蓄米の買入入札について（抜粋）

### 1 平成28年産政府備蓄米買入入札

#### (1) 買入予定数量

政府備蓄米の買入数量は、毎年20万トンが基本であり、20万トンに早期に戻す必要があるが、激変緩和の観点から、2年間かけて段階的に25万トンから20万トンへ戻すこととし、平成28年産政府備蓄米の買入予定数量は、22.5万トンとする。

#### (2) 都道府県別優先枠

政府備蓄米の入札においては、産地の安定的な生産を確保する一方、備蓄運営の透明性の向上及び財政コストの縮減を図る必要があることから、一般枠の比率を拡大していく必要がある。

このため、都道府県別優先枠の比率を下記により、平成30年産米において50%となるよう段階的に引き下げることとし、平成27年産米では買入予定数量の約80%であった都道府県別優先枠を、平成28年産米では買入予定数量の70%とし、平成28年産米の都道府県別優先枠は、15.75万トンとする。

具体的な都道府県別優先枠は、昨年12月に、「一般枠落札実績も考慮して設定する」とのアナウンスを行った経緯に鑑み、平成27年産米の「県別優先枠落札実績」と「一般枠の県別落札実績の1/2」との合計シェアで按分することにより算定する。（ただし、東日本大震災による被災3県については、一定の配慮を行う。）

「都道府県別優先枠の引き下げ予定」

平成28年産米：買入予定数量の70%

平成29年産米：買入予定数量の60%

平成30年産米：買入予定数量の50%

### 2 平成29年産米の考え方

平成29年産米の都道府県別優先枠についても、平成28年産米の都道府県別優先枠の設定方法と同様に、平成29年産米の買入予定数量を「都道府県別優先枠の落札実績」と「一般枠の都道府県別落札実績の1/2」との合計シェアで按分し設定する。